

平成31年3月 相談件数

726件



(前月比: +37件)

(前年同月比: +222件)

掲載
内容

- 5月は消費者月間です 講演会等のご案内
- SDGsとは・・・?
- エシカル消費(倫理的消費)のススメ
- 電力・ガス小売り自由化によるトラブルにご注意!
- 消費者被害注意報



5月は 消費者月間 です



テーマ「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない 2019～」

「消費者月間」は、様々な主体が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の活動を集中的に行う月として制定されています。

イベントその1 消費者月間記念講演会 「今日から始めるラクラク節約生活」

無料

テレビでもおなじみの節約アドバイザー、和田由貴さんによる講演会を開催します。

消費者教育コーディネーターによる講話「SDGs^{エスディージーズ}って何？」も同時開催。

日時: 5月29日(水) 13:30~15:30

会場: 千葉市消費生活センター 3階 研修講義室
(〒260-0045 中央区弁天1-25-1)

定員: 80人(多数の場合抽選)

申込: 往復はがきに、代表者の氏名・住所・電話番号、参加人数、
返信用の宛先を明記して、消費生活センターへ。電子申請も可。

5月14日(火) 必着

※1歳6か月以上の就学前児を対象に託児あり。希望する方は、
子どもの年齢も明記してください。

講師プロフィール

消費生活アドバイザー、家電製品アドバイザー、食生活アドバイザーなど、
幅広く暮らしや家事の専門家として多方面で活動中。

私生活では2人の子を持つ母で現役の節約主婦でもあり、日常生活に密着
したアドバイスを得意とする。

「節約は、無理をしないで楽しく！」がモットー。

【著書】 和田由貴のシンプル節約術、3万円貯まるムダなし生活術 等

【メディア出演】 あさイチ スッキリ! ホンマでっか!?TV 等



和田 由貴 さん

イベントその2 消費者教育特別展示

市や市内の団体などの消費者教育に関する取組みをパネル展示等で紹介します。

日時: 5月14日(火)~18日(土)

※展示時間は施設に準じます。最終日は16:00まで

会場: 千葉市生涯学習センター 1階 エントランスホール他(中央区弁天3-7-7) 見学自由



消費者月間をきっかけに、消費者被害を防止するための地域での声かけや、人・社会・環境に配慮
した消費行動などについて考えてみましょう!

「SDGs」という言葉、聞いたことがありますか？

これは、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真として、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳されます。

貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが全世界的に直面する様々な課題の解決を目指すもので、17の目標から構成されています。

12 つくる責任
つかう責任



SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のうち、目標12「つくる責任 つかう責任」を取り上げてみましょう。

日々、企業が商品やサービスの供給を続け、その全てを個人が直接的・間接的に消費していきます。無数にある商品やサービスの中から、個人個人がどれを選択するかによって、将来の社会・環境に与える影響が異なってくるため、皆さんの何気ない消費行動は、実はとても大きな影響を持っています。

エシカル消費(倫理的消費)のススメ～買い物は地球を救う！？～

皆さんは日々、様々なものを購入していると思います。「何を買うか」によって、未来に与える影響が異なってくることは先にお伝えしました。では、どんな選択をするといいいのでしょうか？

そんな時、役に立つのがエシカル消費（倫理的消費）の考え方です。

エシカル消費とは、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動」を言います。消費者が、人や社会、環境に配慮された商品を買えば、それがエシカル消費と言えます。

「でも、自分一人の行動で、何か変わるの？」と思ってはいませんか？

日本では、家計が支出する消費額の総額は、経済全体の5割以上を占めています。

また、消費者がエシカル消費を意識した行動をとることで、事業者は自然とエシカル消費に合わせた商品を多く販売するようになります。

買い物をするとき、こんなことに配慮してみましょう！



国際フェアトレード認証ラベル



フェアトレード商品

←社会への配慮

開発途上国の商品を適正な価格で継続的に購入することで、生産地の環境改善、労働者の自立につながります。

環境に配慮した商品

←環境への配慮

エコマークがついた商品やリサイクル商品など、環境に配慮した、地球にやさしい商品を選んでみましょう。

地産地消

←地域への配慮

地域で生産したものを地域で消費することで、消費者と生産者の関係が近くなり、地域農業の活性化につながります。

障害者就労施設等の商品

←人への配慮

障害者就労施設で製造している商品を購入すると、その売上げが障害のある方に還元されます。



電力・ガス小売り自由化による トラブルにご注意！



2016年4月から電力の小売りが、2017年4月からガスの小売りが自由化されています。それにより様々な業種の会社が参入し、独自のサービスや料金割引等を展開するようになり、私たちはライフスタイルに応じて自由に契約できるようになりました。一方で、電話勧誘をきっかけとした、電気・ガスの切り替えに関するトラブルの相談が増えています。

事例1

契約している大手電力会社を名乗るところから電話があり、「余った電力を安く買い取り、安く電力を供給している。契約番号を教えてください。」と言われ、不審には思わず契約番号などを伝えた。その後再度電話があり、「書類を送る。」などと言い電話が切れた。何の書類が送られてくるのか不安になり、契約している大手電力会社に確認したところ、「そのような電話は一切していない。」と言われた。

先日見知らぬ電力会社から突然手数料を請求するとの書類が届き、おかしいことに気がついた。いつの間にか別の小売事業者と契約していたようだ。

事例2

契約している通信業者から電話で、「電気とガスをセットで契約するとトータルの料金が安くなる。」と勧誘され、利用している電力会社で電気とガスの契約を一本化することにした。ところが契約に関する書類が届き確認したところ、一部の料金は安くなるが一部は割高になるので、この契約をなかったことにしたい。



アドバイス

- ・切り替えの検討の意思がなければ、契約番号など検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。
- ・電話勧誘で契約した場合、クーリング・オフ等ができる場合があります。
- ・契約先を切り替える際、契約条件をしっかりと確認しましょう。
- ・困った場合にはすぐに相談しましょう。

トラブルや疑問が生じたときの相談先

千葉市消費生活センター

相談専用電話 043-207-3000
受付時間 月曜日～土曜日 9:00～16:30
(※日曜、祝祭日、年末年始は除く)

電力・ガス取引監視等委員会相談窓口

電話 03-3501-5725
受付時間 9:30～12:00、13:00～18:15
(※土日祝日、年末年始は除く)
E-mail dentorii@meti.go.jp

※この記事は、経済産業省、電力・ガス取引監視等委員会のホームページ等を参考・引用して作成しています。

消費者被害注意報 No. 82

新元号への改元に乗じた消費者トラブルにご注意！

事例1 留守中に業者から「天皇陛下の記念アルバムを買わないか」と勧誘電話があった。対応した妻は「夫が不在なのでかけ直してほしい」と伝えた。

しかし後日、アルバムが代金引換で配送され、家族が支払いをして受け取ってしまった。購入する気がないので返品したい。



事例2 実在する団体名で「元号の改元による銀行法改正について」という書類が届いた。「キャッシュカードを不正操作防止機能のついたものに交換するため、『変更申込書』に暗証番号等を記入して、キャッシュカードとともに、返信用封筒で返送してください。」と書いてあった。

公的機関の正規な書類だと思い込み、個人情報等を記載して返送してしまった。

《相談員のアドバイス》

- ・天皇陛下の退位に乗じてアルバムなどの購入を持ちかけられた、注文したつもりがないのに商品が届いた等の相談が寄せられています。また、銀行協会等を装い、改元を理由に暗証番号等を記載させ、キャッシュカードをだまし取ろうとする手口が確認されています。
- ・電話勧誘販売に該当する場合、法定書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます。
- ・事業者団体や銀行等の金融機関が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードを送るように指示することは一切ありません。

被害にあわないために



- 購入する意思がない場合は「いりません。」「購入しません。」ときっぱり伝えましょう。また、注文していない商品が届いた場合は、代金を支払わず受取り拒否をしましょう。
- 送り付け商法では代引きが多く利用されますが、支払後に事業者との連絡が取れなくなる場合もあります。「誰が注文したかわからない荷物は受け取らない。」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。
- 「改元に伴い手続きが必要。」などと言って、電話、訪問や書類の送付があったとしても、絶対に口座情報や暗証番号を教えたり、キャッシュカードや現金を渡したりしないでください。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL：043-207-3602 FAX：043-207-3111